

問題番号	条文番号	問題	○×
1	4.2.1	ラボラトリマネジメントは、公平性を確約しなければならない。	
2	4.1.4	ラボラトリは、公平性に対するリスクを継続的に特定しなければならない。	
3	4.2.1	法的に強制力のあるコミットメントにより、情報の管理について責任をもたなければならない。	
4	6.2.2	ラボラトリは、学歴、資格、教育・訓練、技術的知識、技能及び経験に関する要求事項を含め、ラボラトリ活動の結果に影響を与える各職務に関する力量要求事項を文書化しなければならない。	
5	6.2.5	ラボラトリは、要員の教育・訓練に関する手順をもち、記録を保持しなければならない。	
6	6.4.3	ラボラトリは、設備の取扱い、輸送、保管、使用及び計画的保守の手順をもたなければならない。	
7	6.4.4	ラボラトリは、設備を業務使用に導入する前又は業務使用に復帰させる前に、規定された要求事項への適合を検証しなければならない。	
8	6.4.8	校正が必要な全ての設備は、有効期間を容易に識別できるように、ラベル付けなどの方法で識別しなければならない。	
9	6.4.9	過負荷又は誤った取扱いを受けた設備、疑わしい結果を生じる設備、又は欠陥をもつ若しくは規定の要求事項を満たさないことが認められた設備は、業務使用を停止しなければならない。	
10	6.4.9	業務使用が停止された設備は、それが正常に機能することが検証されるまで、業務使用停止中であることを示す明瞭なラベル付けなどを行わなければならない。	
11	6.4.10	設備の機能についての信頼を維持するために中間チェックが必要な場合には、これらのチェックは、手順に従って実施しなければならない。	
12	6.4.13	ラボラトリは適用可能な場合、活動に影響を与え得る設備ソフトウェア及びファームウェアのバージョンを含む、設備の識別の記録を保持しなければならない。	
13	6.4.13	ラボラトリは適用可能な場合、設備の製造業者の名称、型式の識別及びシリアル番号の記録を保持しなければならない。	
14	6.4.13	ラボラトリは適用可能な場合、設備の設備が規定された要求事項に適合していることの検証の証拠の記録を保持しなければならない。	
15	6.4.13	ラボラトリは適用可能な場合、設備の現在の所在場所の記録を保持しなければならない。	
16	6.4.13	ラボラトリは適用可能な場合、設備の校正の日付、校正結果、調整、受入基準及び次回校正の期日又は校正周期の記録を保持しなければならない。	
17	6.4.13	ラボラトリは適用可能な場合、設備の保守計画及びこれまでに実施された保守の記録を保持しなければならない。	
18	6.4.13	ラボラトリは適用可能な場合、設備の損傷、機能不良、改造又は修理の詳細を保持しなければならない。	
19	6.5.1	ラボラトリは、測定結果の計量トレーサビリティを確立し、維持しなければならない。	
20	6.6.2	ラボラトリは、外部から提供される製品及びサービスに関するラボラトリの要求に関する手順をもち記録を保持しなければならない。	
21	6.6.2	ラボラトリは、外部提供者の評価、選定、パフォーマンスの監視及び再評価に関する基準に関する手順をもち記録を保持しなければならない。	
22	6.6.2	ラボラトリは、外部提供者の評価、パフォーマンスの監視及び再評価から生じた処置に関する手順をもち記録を保持しなければならない。	
23	6.6.3	ラボラトリは、提供される製品及びサービスに関して外部提供者に要求事項を伝達しなければならない。	
24	7.1.2	ラボラトリは、顧客の依頼した方法が不適切又は旧式であると考えられる場合、顧客にその旨を通知しなければならない。	
25	7.1.8	ラボラトリは、重要な変更を含め、レビューの記録を保持しなければならない。	
26	7.2.1.2	全ての方法、手順、並びにラボラトリ活動に関連する指示書、規格、マニュアル及び参照データなどの支援文書は、最新の状態で維持しなければならない。	
27	7.2.1.2	全ての方法、手順、並びにラボラトリ活動に関連する指示書、規格、マニュアル及び参照データなどの支援文書は要員がいつでも利用できるようにしなければならない。	
28	7.2.2.4	ラボラトリは、試験に使用した妥当性確認の手順、要求事項の詳述、方法のパフォーマンス特性、得られた結果、を保持しなければならない。	
29	7.4.1	試験・校正品目の輸送、受領、取扱い、保護、保管、保留及び処分又は返却のための手順をもたなければならない。	
30	7.4.2	試験・校正品目の明確な識別のためのシステムをもたなければならない。	

31	7.5.2	技術的記録の変更について、以前の版又は観測原本に遡って追跡できることを確実にしなければならない。	
32	7.7.2	他のラボラトリの結果との比較による技能試験によって、そのパフォーマンスを監視しなければならない。	
33	7.8.2.1	報告書は、タイトル（例えば、“試験報告書”）を含まなければならない。	
34	7.8.2.1	報告書は、ラボラトリの名称及び住所を含まなければならない。	
35	7.8.2.1	報告書は、各ページが報告書の一部であることを示す識別と報告書の終わりを示す識別を含まなければならない。	
36	7.8.2.1	報告書は、顧客の名称及び連絡先情報を含まなければならない。	
37	7.8.2.1	報告書は、用いた方法の識別を含まなければならない。	
38	7.8.2.1	報告書は、校正日と発行日を含まなければならない。	
39	7.8.2.1	報告書は、測定単位を伴う結果を含まなければならない。	
40	7.8.2.1	報告書は、承認権限者の識別を含まなければならない。	
41	7.8.4.1	校正証明書は、測定結果についての測定不確かさを含まなければならない。	
42	7.9.1	ラボラトリアは、苦情を受領し、評価し、決定を下すための文書化したプロセスをもたなければならない。	
43	7.9.6	苦情申立者に伝達される結果は、問題となっている元のラボラトリ活動に関与していなかった者が作成するか、又はレビューし承認しなければならない。	
44	7.9.7	ラボラトリアは、可能な場合には、苦情処理の終了を苦情申立者に対して正式に通知しなければならない。	
45	7.11.3	ラボラトリ情報マネジメントシステムは、無許可のアクセスから保護されていなければならない	
46	7.11.3	ラボラトリ情報マネジメントシステムは、不正な書き換え及び損失から防護されていなければならない	
47	8.1.2	ラボラトリのマネジメントシステムは、マネジメントシステムの文書化と管理に取り組まなければならない	
48	8.1.2	ラボラトリのマネジメントシステムは、リスク及び機会に取り組まなければならない	
49	8.3.2	ラボラトリアは、文書に固有の識別を付さなければならない。	
50	8.3.2	ラボラトリアは、廃止文書に適切な識別を付さなければならない	
51	8.6.2	ラボラトリアは、顧客からの肯定的なフィードバック及び否定的なフィードバックの両方を求めなければならない。	
52	8.7.1	不適合が発生した場合、ラボラトリアは、その不適合を管理し、修正するための処置をとらなければならない	
53	8.8.1	ラボラトリアは、あらかじめ定めた間隔で内部監査を実施しなければならない	
54	8.9.1	ラボラトリマネジメントは、マネジメントシステムが引き続き、適切、妥当かつ有効であるためにマネジメントレビューをしなければならない	